

善通寺市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

平成29年2月28日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度財政援助団体（社会福祉協議会）監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体（社会福祉協議会）監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成27年度及び平成28年4月1日から同年12月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

- (1) 団体名 善通寺市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会
- (2) 所管課 総務課、社会福祉課、保健課、高齢者課、商工観光課

第1 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて監査を実施するものである。

第2 監査の方法

市社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会への平成27年度及び平成28年4月1日から同年12月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第3 監査の実施日

平成29年2月7日

第4 平成27年度監査対象団体への補助金及び委託料の決算概要

1 善通寺市社会福祉協議会

(1) 補助金

(単位:円)

事業名	金額
地域安心生活推進事業	2,261,000
社会福祉協議会助成事業 (うち地区社協活動事業)	19,500,000 (961,000)
地域支え合いセンター施設整備事業 (国庫補助金事業)	30,000,000 (30,000,000)
認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク運営事業	760,000
合 計	52,521,000

(2) 委託料

(単位：円)

事業名	金額
総合会館の管理事業	26,539,000
地域福祉計画推進事業外7事業	22,285,582
合 計	48,824,582

2 各地区社会福祉協議会

(1) 補助金

(単位：円)

事業名	金額
地区社協活動事業	961,000

第5 監査の結果

個別指摘事項

(総務課)

「働く婦人の家条例」、「勤労青少年ホーム条例」の施設の修繕について

「働く婦人の家」の3階和室の畳替え、「勤労青少年ホーム」の5階音楽室の雨漏りによる内装修理については早急に対処されたい。

(商工観光課)

「働く婦人の家条例」、「勤労青少年ホーム条例」の利用料金の減免について

これらの条例は、「指定管理者は減免できる」とある。

一方、他の市営テニスコート条例、市営野球場条例、市民プール条例、鉢伏ふれあい公園管理条例は、「指定管理者は、市長の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。」と記載されている。指定管理者制度の統一性の観点から、同一の規定に見直すことを検討されたい。

(市社会福祉協議会)

I 総合会館指定管理委託契約について

1 管理施設の改修を要する次の箇所において、報告が十分になされていなかったもので、今後、同様な事案については速やかに市長に報告されたい。

① 「働く婦人の家」の3階和室の老朽化による畳替え

② 「勤労青少年ホーム」の5階音楽室の雨漏りによる天井及び床修繕

2 指定管理施設の収入基準額70万円に対して、平成27年度は利用料金643,349円であった。これを使用状況からみると、無料使用23%、減額使用61%で合計84%が減免使用の状況である。

そこで、次の箇所に問題及び課題があるので、運用状況について市長に報告する中で、その是非を検討されたい。

① 減額使用は、「働く婦人の家クラブ」が89%、「勤労青少年クラブ」が11%である。

② 使用割合は、「市及び市関係団体」が22%、「働く婦人の家クラブ」が54%、「勤労青少年クラブ」が7%、「その他」が17%である。

③ 婦人団体は、3階の「働く婦人の家」を49%使用しているのに対し、4階の「勤労青少年ホーム」を67%使用している。

3 指定管理施設の利用者が固定化している。新しく利用したい団体への空き会議室を確保するなど、関係団体とも協議した中で、新たな団体が利用できるよう検討されたい。

II 地域支え合いセンター「ここ家」事業について

平成27年度に、国庫補助金（市経由）3,000万円を利用して新たに通所サービス事業と生きがいひろば事業が始まったところである。

特に、前者は介護保険の改正に伴い、本市では唯一の事業所である。本来、社会福祉施設は、その存在意義からして、営利を追求する施設ではない。12月末では赤字の決算となっているが、新年度に向けて更なる創意工夫をし、赤字の減少に向けて尽力されたい。

意見

(各地区社会福祉協議会)

- ① 一部の地区社会福祉協議会の決算書で、50 万円を超える繰越金が見られた。多額の繰越金を発生しない予算執行に努めるとともに、50 万円を超えている繰越金は、地区で目標を定めた積立金などに振り替えるように指導されたい。
- ② 収支決算書の収入及び支出の科目並びに摘要の記載において、地区社会福祉協議会間に統一した記載が見られないので、よりの確な文言を使用されるように指導されたい。
- ③ 地域提案型補助金を受けている地区社会福祉協議会は、収支決算書に記載する場合に、別会計で記載するか、又は支出の摘要欄に区分を明記されたい。地域提案型補助金は、その性格上、全体の使途と区分することが肝要と考えられる。